

修 繕 仕 様 書

修 繕 名 : 吉井川浄化センターNo.1終沈汚泥掻寄機修理
修繕場所 : 岡山市東区西大寺新地3 7 6 番地
修繕期間 : 契約締結の日 から 令和 8 年 3 月 2 7 日 まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は、上記修繕の基本的内容について定める。請負者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。なお、本業務は、設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。
なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で施工すること。

(提出書類)

第2条 受注者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

1. 課税事業者届	1部
2. 着工届	1部
3. 工程表	1部
4. 現場責任者及び主任技術者届	1部
5. 下請負通知書及び添付書類	1式
6. 修繕写真帳（A4カラー・工程毎）	1部
7. 修繕報告書	1部
8. 完工通知書	1部
9. その他監督員の指示する書類	1式

(現場責任者)

第3条 現場責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営や取締り等を行うほか、契約に基づく請負者の一切の権限（請負金額の変更、請負期間の変更、請負金額の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第4条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第5条 本業務の履行に必要な届出や手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、請負者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定

したもの以外はすべて請負者の負担とする。

（災害防止等）

第6条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中、第三者に危害等を与えた場合は、請負者の責務において、誠意をもって解決すること。また、業務履行に当たり、監督員と事前に打合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

（臨機の処置）

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった処置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は、調整や修理を行うこと。

（業務用電力等）

第8条 本業務の履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

（有資格作業）

第9条 請負者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、請負者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し、監督員の承認を得ること。

（弁済復旧）

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて請負者の負担とする。

（整理整頓）

第11条 請負者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い、履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

（別契約の関連作業）

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

（使用工具等）

第13条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、請負者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。請負者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意すること。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。

また、JIS等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、請負者が交換すること。請負者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第15条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別し、所定の再生資源化処理施設等に搬入した後、調書を監督員に提出すること。

3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(石綿含有建材の事前調査及び報告)

第16条 1. 受注者は、本修繕の請負代金額が100万円以上となる場合、対象となる建築・工作物等の解体等において、大気汚染防止法施行規則第16条の11に基づく石綿調査を施工前に実施し、監督員に書面（建築物等に係わる石綿暴露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル）にて調査結果の報告を行うこと。

2. 事前調査対象となる工作物は、環境省公示第77号（令和2年10月7日）に定められたものいう。（反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、建築物に設ける給排水・冷暖房設備等を除く配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備など）

3. 石綿事前調査は、環境省で定める有資格者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）により調査を行うこと。ただし、工作物の事前調査に際しては、対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。

(検査)

第17条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。また、業務完了後、請負者は、本市検査員の指示通りに検査を受け、合格しなければならない。請負者は、検査に合格しない場合、遅滞なく補修や改造をし、再検査を受けなければならない。

第 2 章 特記事項

第 1 節 概 要

(修繕概要)

第1条 最終沈殿池にある汚泥掻寄機の消耗部品を交換し修理するもの。

(対象場所及び機器)

第2条 本業務の対象場所及び機器は、以下のとおりとする。

1. 対象場所

No.1終沈汚泥掻寄機（図面参照）

2. 対象部品

フライトシュー（両ツバタイプ） 及び固定用六角ボルト、ナット
スクレーパーゴム（2種） 及び固定用六角ボルト、ナット、イダリング
スクレーパーゴム用ゴム抑え（2種）

※数量については数量総括表を参照のこと

(業務内容)

第3条 本業務の内容は、下記のとおりとする。

数量総括表等を参照し部品交換を行う。

試運転調整

汚泥掻寄機のテークアップ調整を含む。

(注意事項)

第4条 本業務の実施にあたり、以下の点に注意すること。

1. 本業務の施工に際し、当処理場の運転に支障をきたさないように注意すること。
2. 作業中は安全作業に努め、事故等が発生しないようにすること。
3. 高所での作業も想定されるため、必ず安全帯とヘルメットを装着すること。
4. 本業務の施工で発生した撤去品及び廃材は受注者において、各種関係法定に従って適切に処分すること。
5. 本業務の施工において、必然的に発生する軽微な修理及び消耗品取替は、本業務に含むものとする。ただし、本業務の範囲で対応できない修理箇所が見つかった場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従うこと。
6. その他詳細については、監督員とその都度協議を行い、指示に従うこと。